

(4) 保育所入所待機児童数調査等の実施について

待機児童ゼロ作戦の進捗状況や認可外保育施設の状況を把握するため、毎年度「保育所入所待機児童数調査」及び「地方公共団体における単独保育施策の状況調査」並びに「認可外保育施設の現況調査」を依頼しているところであるが、待機児童解消への計画的な取組みを推進するための基礎データとしてその状況を継続的に把握することが必要であることから、平成21年度においても、各調査の提出に対して引き続きご協力をお願いしたい。

2. 多様な保育サービスの推進について

一時預かり事業（旧：一時保育促進事業）や延長保育等の多様な保育サービスについては、「子ども・子育て応援プラン」に基づき、平成21年度までの具体的な目標を掲げて重点的に推進しているところである。

平成21年度予算案においては、「子ども・子育て応援プラン」の最終年度であることから、目標の達成に向けた必要な予算を計上するとともに、以下のとおり事業内容の見直し（改善）を図っているところであるので、積極的な取組みをお願いしたい。

あわせて、管内市町村及び保育所が地域における多様な保育需要に対する積極的な取組みができるよう、特段のご配慮をお願いする。

(1) 家庭的保育事業について

家庭的保育事業については、改正児童福祉法において法定化され、平成22年4月に施行することとしている。そのため、家庭的保育事業を実施するに当たっての実施基準やガイドラインを策定することとしており、「家庭的保育の在り方に関する検討会」において、ご議論いただいているところである。検討会での報告を元に、省令改正などを行うこととしており、その際は、パブリックコメントの募集などを予定している。

また、「安心こども基金(仮称)」において、家庭的保育の実施場所に係る改修費の補助を実施する「家庭的保育改修事業」、家庭的保育者の研修を実施する費用の補助を実施する「家庭的保育者研修事業」を実施することとしており、将来の需要を見込み積極的に事業を推進されたい。

なお、本事業の実施は平成22年度末までとなっているので留意されたい。

さらに、家庭的保育事業については、平成21年度予算案において、